

安中市道の駅基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務目的

本要領は、安中市道の駅基本計画策定業務委託を実施するにあたり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者(以下「契約候補者」という。)を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

安中市道の駅基本計画策定業務(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

別紙「安中市道の駅基本計画策定業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに従う。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日(金)まで

(4) 契約限度額

15,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

なお、この限度額は、契約時の価格を示すものではない。

(5) 事務局

安中市 みりよく創出部 観光課 新プロジェクト推進室

所在地:〒379-0292 群馬県安中市松井田町新堀245(松井田庁舎内)

電話番号:027-382-1111 (内線 2629、2628)

ファクシミリ:027-386-4111

電子メールアドレス:kankou@city.annaka.lg.jp

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加申し込み時点で次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 国または地方公共団体の指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)であること。
- (4) 安中市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないこと。
- (5) 平成26年4月1日以降に以下の業務(再委託による業務や照査技術者の実績は除く)

のうち、いずれか1件以上の完了実績を有すること。

同種業務：道の駅基本構想策定、道の駅基本計画策定又は道の駅基本設計策定に関する業務

類似業務：道の駅に類似又は関連する施設（以下「類似施設等」という。）に関する基本構想策定、類似施設等基本計画策定及び類似施設等基本設計策定に関する業務

- (6) 安中市入札参加資格者名簿(建設コンサル部門)に登録されていること。
- (7) 本社、支店又は営業所等が群馬県、東京都、神奈川県、埼玉県、栃木県、茨城県、千葉県、山梨県、長野県又は新潟県のいずれかに所在していて、契約締結の権限を有すること。
- (8) プロポーザルに参加する事業者は単体企業であること。
- (9) 本業務の履行期間中は、以下のいずれかの資格を有する管理技術者を配置すること。
 - ①技術士(総合技術監理部門:建設-都市及び地方計画又は建設部門:都市及び地方計画)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ②RCCM(都市計画及び地方計画部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
 - ③国土交通省登録技術者:「業務:計画・調査・設計」に登録のある資格を有している者

4. スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領の公表	令和6年5月7日(火)
質問の受付期間	令和6年5月7日(火)から 令和6年5月13日(月)17時まで
質問の公表及び回答	令和6年5月16日(木)
提案書類等の受付期間	令和6年5月7日(火)から 令和6年6月7日(金)17時まで
1次審査(書類)結果通知	令和6年6月14日(金)
2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和6年6月25日(火)予定
2次審査結果通知及び審査結果の公表	令和6年6月下旬予定
契約締結日	令和6年7月上旬予定

5. 質問の受付及び回答

- (1)提出できる者

参加申込書を提出している者又は参加申込書を提出する予定の者

(2)提出期間

令和6年5月7日(火)から令和6年5月13日(月)17時まで

(3)提出先及び提出方法

「2.業務概要 (5)事務局」宛に質問書【様式1】を電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの到達の確認については送信者の責任において行うこととし、安中市は電子メールの送受信に起因するトラブルに関しては一切の責任を負わないものとする。

※件名を「道の駅プロポーザル質問(事業者名)」とすること。

※質問書は、提出期間中であれば追加で提出することができる。

※電話や口頭等電子メール以外での質問は受け付けない。

(4)回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和6年5月16日(木)までに安中市ホームページにて公開する。

また、回答内容は、本要領の追加・修正として取り扱うこともある。

6.参加申込及び企画提案等に係る書類の提出

(1)提出期間

令和6年5月7日(火)から令和6年6月7日(金)17時まで

※受付時間は、土日祝日を除く8時30分から17時まで

(2)提出書類

①参加申込に係る書類

ア【様式2】参加申込書

イ【様式3】参加資格に関する申立書

ウ【様式4】受注実績調書

エ【様式5】会社概要書

オ【様式6】暴力団排除に関する誓約書

カ【様式7】技術者の概要

キ【様式8】管理技術者の経歴及び実績等調書

②企画提案書

ア 提案内容(以下の各項目について、わかりやすく説明すること)

(ア)仕様書「5 業務内容(1)～(8)」について

(イ)安中市初の道の駅としての目標とその実現方策について

(ウ)道の駅整備実現にあたっての課題とその対応方策について

(エ)碓氷峠の観光資源の玄関口及び防災拠点としての役割について

(オ)地域活性化の促進について

イ 提案様式

企画提案書の表紙は指定様式【様式9】とし、その他は任意様式による。ただし、A4サイズで簡潔にわかりやすくまとめること。

③見積書

ア 任意様式による。また、積算内訳がわかる資料を添付すること。

(3)提出部数

- ①参加申込に係る書類については、アからキまでの書類を印刷したものを各1部提出すること。
- ②企画提案書については、印刷したものを15部、電子データ(PDF形式)を1式提出すること。
- ③見積書については、印刷したものを15部、電子データ(PDF形式)を1式提出すること。

(4)提出先及び提出方法

「2.業務概要 (5)事務局」宛に直接持参又は郵送すること。電子データについては電子メールにより提出すること。郵送する場合は、提出期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」とする。

※持参による受付時間は、土日祝日を除く8時30分から17時までとする。

※書類の到着確認については提出者の責任において行うこと。市は郵送に起因するトラブルに関しては一切の責任を負わない。

(5)その他

提出書類のうち、企画提案書と見積書については、社名及び社名が類推できる文章等を記載しないこと。

7.審査方法

書類審査による1次審査及びプレゼンテーション等による2次審査を実施する。なお、応募者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

7-1. 1次審査(書類審査)

(1)審査方法

提出書類を基に、申請に必要な資格を有しているか審査する。

応募者が多数の場合は、提案内容を【別紙1】評価基準に沿って審査し、上位5社程度を1次審査通過者とする。

(2)審査結果

1次審査の結果は、応募者全員に対して、令和6年6月14日(金)までに電子メールで通知する。また、審査の評価は公表しない。

※選考の理由、結果に対する問い合わせ及び異議等については、一切応じない。

7-2. 2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

(1)実施日

令和6年6月25日(火) 予定

※変更になった場合は、参加者に対して電子メールにて通知する。

(2)実施場所

安中市役所本庁舎内会議室

(3)実施方法

企画提案書の内容について、プレゼンテーション(20分以内)及びヒアリング(15分程度)を行い、その内容を【別紙2】評価基準に沿って審査する。また、審査の順番については、企画提案書の受付順とする。

(4)参加者側出席者

本業務に従事する者4名以内とし、業務責任者及び管理技術者は必須とする。

(5)プレゼンテーション及びヒアリングにおける注意事項

- ①応募者が提出した企画提案書を基にプレゼンテーション(パワーポイント等の利用による説明は可)を行う。企画提案書の変更や追加資料等の配布は認めない。
- ②マイク、プロジェクター及びスクリーンは事務局が用意するが、それ以外に備品が必要な場合は参加者側で用意すること。
- ③2次審査中に、社名又は社名を類推できる発言をしてはならない。

(6)評価

最も評価が高かった者を契約予定事業者に決定する。また、次に評価が高かった者を次点の契約予定事業者として決定する。

最高評価であった者が複数あった場合は、審査委員会にて契約予定事業者を決定する。

また、審査委員会での選考は非公開とする。

(7)審査結果

審査結果は、参加した全ての事業者に電子メールにて通知する。

※選考の理由、結果に対する問い合わせ及び異議等については、一切応じない。

8. 契約の締結

契約予定事業者に選定された事業者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を整え、速やかに本業務の契約を締結するものとする。

9. 失格事項

2次審査日までに、次のいずれかに該当した事業者は失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書の金額が契約限度額を超える場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合

10. 注意事項

- (1) 指定した様式、書式及び方法によらず提出された書類は受け付けない。
- (2) 提出期限以降の提出物の追加、差替え及び再提出はできない。
- (3) 提出書類等の作成及び企画提案書・プレゼンテーション等に係る費用は、参加者の負担とする。
- (4) 安中市から受領した資料等の関係書類は、許可なく公表及び使用することはできない。
- (5) 選定された提案内容の著作権及び知的財産権は参加者に帰属するが、参加者は安中市の許可なく公表及び使用することはできない。
- (6) 提出された企画提案書及びその他書類は返却しない。
- (7) 提出された書類は、本業務における選定を目的とするものであり、この目的以外には一切使用しない。ただし、安中市は、企画提案書について、事前に参加者の許可を得た上で、本プロポーザルに関する記録として使用することができる。
- (8) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (9) 安中市は、本業務に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称並びに企画提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 提出された書類は、安中市情報公開条例(平成18年安中市条例第18号)に基づく開示請求があった場合に、同条例の規定に基づく範囲内で公開する場合がある。
- (11) 天災その他やむを得ない事由によりプロポーザルを実施することができないと認められる場合には本プロポーザルを延期し、若しくは中止し、又は決定を取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を安中市に請求することはできない。